

岩美町渇水対策等緊急事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町渇水対策等緊急事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、令和7年度の渇水において、農業用水の確保に緊急に必要となる応急的な対策を実施することで、農作物の干ばつ被害を未然に防止することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額の100円未満を切り捨てた額以下の補助金を予算の範囲内で交付する。

(交付申請及び請求の時期等)

第4条 本補助金の交付を受けようとする者は、令和7年10月9日までに、岩美町渇水対策等緊急事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して本補助金の申請及び請求を行うものとする。

- (1) 令和7年度渇水対策等緊急事業実施調書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費の支出が確認できる資料（領収書、写真等）

2 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 町長は、前条の規定による補助金等の交付の申請及び請求があったときは、申請書の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定及び支払いを行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 町長は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、第3条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 承認を要しない軽微な変更は別表第5欄以外の変更とする。

(財産の処分制限)

第7条 規則第25条の規定により制限される期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、町長が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条に規定する財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして町長が別に定めるもの

(補助金の返還)

第8条 本補助金の交付後、補助要件を満たさないことが判明した場合は、本補助金の交付を受けた者は、補助金の全額またはその一部を町に返還するものとする。ただし、特別な理由があり、町長が返還の必要がないと認めた場合はその限りではない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月18日から施行し、令和7年度に限り適用する。

別表（第3条関係）

1 補助 事業	2 事業 実施 主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要変更
<p>渇水対策等緊急事業</p>	<p>1 岩美町地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画をいう。）において、「地域内の農業を担う者」として位置づけられている農業者</p> <p>2 2者以上で共同して農業を行う者</p> <p>3 その他町長が認める者</p>	<p>平時に行う用水確保に係る対策は除く、令和7年7月15日から同年8月31日までの間において、岩美町内の農地に対する緊急的な渇水対策に要した経費のうち次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) ポンプ、発電機、散水車及びポンプ車等の賃借に要した経費</p> <p>(2) ポンプ及び付属部品の購入に要した経費</p> <p>(3) 用水確保に必要な機器等の燃料費</p> <p>(4) 用水確保のための掘削作業委託料</p> <p>(5) その他用水確保に要した経費のうち町長が必要と認めるもの</p>	<p>96.5%</p>	<p>補助金の増額</p>

様式第 1 号（第 4 条関係）

【地域計画で「地域内の農業を担う者」に位置づけられている農業者用】

令和 7 年度岩美町渇水対策等緊急事業補助金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

岩美町長 様

申請者 住 所
(事業所住所)
名 称
代表者名
電話番号

下記のとおり相違ありませんので岩美町渇水対策等緊急事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、必要書類を添付のうえ補助金の交付を申請し請求します。

記

①該当するもの全てに☑をつけてください。	
岩美町内で農業を営んでいる。	<input type="checkbox"/>
岩美町暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員ではない。	<input type="checkbox"/>
②消費税の取り扱いについて該当するものいずれか一つに☑をつけてください。	
(1) 免税事業者	<input type="checkbox"/>
(2) 簡易課税事業者	<input type="checkbox"/>
(3) 特定収入割合が 5%超の公益法人等	<input type="checkbox"/>
(4) 上記のいずれでもない	<input type="checkbox"/>

※交付申請額（請求額）は上記②で（1）～（3）に該当する場合は税込額、（4）に該当する場合は税抜額となります。

交付申請額（請求額）	円
------------	---

【補助金振込先】次のいずれかに☑をつけてください。

- ①町に公金支払口座を登録済みであり、その口座への振り込みを希望する。
- ②町に公金支払口座を未登録であるため、今回口座登録しその口座へ振込を希望する。
※②に該当する場合、町へ登録する口座の通帳の写し（口座名義（申請者と同一のもの）及び口座番号が分かるもの）を提出してください。

※申請に必要な添付書類

- ・令和 7 年度渇水対策等緊急事業実施調書（様式第 2 号）
- ・補助対象経費の支出が確認できる資料（領収書、写真等）

様式第1号（第4条関係）
【2者以上で共同して農業を行う者用】

令和7年度岩美町渇水対策等緊急事業補助金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

岩美町長 様

申請者① 住 所
氏 名
電話番号

申請者② 住 所
氏 名
電話番号

※3名以上の共同で農業を行っている場合は適宜申請者欄等を増やしてください。

下記のとおり相違ありませんので岩美町渇水対策等緊急事業補助金交付要綱第4条の規定により、必要書類を添付のうえ補助金の交付を申請し請求します。

記

①該当するもの全てに☑をつけてください。	
岩美町内で農業を営んでいる。	<input type="checkbox"/>
岩美町暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員ではない。	<input type="checkbox"/>
②消費税の取り扱いについて該当するものいずれか一つに☑をつけてください。	
(1) 免税事業者	<input type="checkbox"/>
(2) 簡易課税事業者	<input type="checkbox"/>
(3) 特定収入割合が5%超の公益法人等	<input type="checkbox"/>
(4) 上記のいずれでもない	<input type="checkbox"/>

※交付申請額（請求額）は、上記②で（1）～（3）に該当する場合は税込額、（4）に該当する場合は税抜額となります。

交付申請額（請求額）		_____円（A）
内 訳	申請者① 氏名_____	_____円（A/申請人数）
	申請者② 氏名_____	_____円（A/申請人数）

※一人当たりの振込額は交付申請額を申請人数で除した金額です。なお、割り切れない場合は、申請者間で合計が申請額となるよう調整してください。

【補助金振込先】 次のいずれかに☑をつけてください。

- ①町に公金支払口座を登録済であり、その口座への振り込みを希望する。
- ②町に公金支払口座を未登録であるため、今回口座登録しその口座へ振込を希望する。
※②に該当する場合、町へ登録する口座の通帳の写し（口座名義（申請者と同一のもの）及び口座番号が分かるもの）を提出してください。

※申請に必要な添付書類

- ・令和7年度渇水対策等緊急事業実施調書（様式第2号）
- ・補助対象経費の支出が確認できる資料（領収書、写真等）

年 月 日

様

岩美町長（公印省略）

令和7年度岩美町渇水対策等緊急事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった岩美町渇水対策等緊急事業補助金（以下「本補助金」という。）については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、年 月 日付で申請のあった補助事業とし、その内容は申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は申請書に記載されているとおりとする。

ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 補助規定の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、要綱の規定に従わなければならない。